

概要版

# 第6次所沢市障害者支援計画

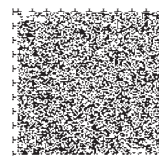
第7期 障害者計画

第7期 障害福祉計画

第3期 障害児福祉計画



令和6年3月  
所沢市



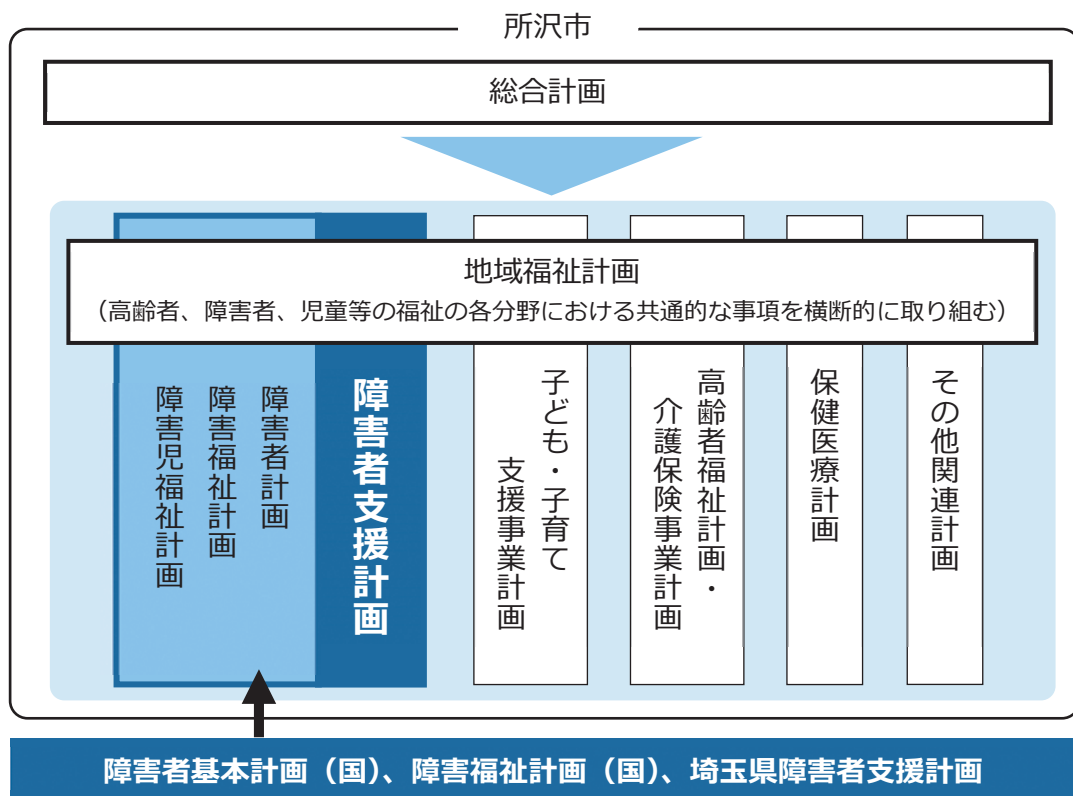
# 1 計画の基本的な考え方

## 1. 計画策定の趣旨と位置付け

本計画は、第5次所沢市障害者支援計画（令和3年度～令和5年度）の基本理念を継承しつつも、所沢市を取り巻く状況を踏まえ、共生社会の実現を目指し、本市における障害者施策を総合的に推進するため、所沢市障害者計画と所沢市障害福祉計画、所沢市障害児福祉計画を一体化して策定したものです。

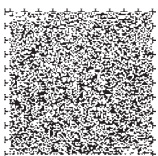
所沢市障害者計画は、障害者の保健・医療・福祉・教育・就労・まちづくり等に関する計画です。また、所沢市障害福祉計画と所沢市障害児福祉計画は、障害福祉サービス等の提供体制の整備に関する実施計画です。

所沢市障害者支援計画は、所沢市総合計画を上位計画に位置付け、国や埼玉県の計画、所沢市地域福祉計画等と整合性を保ちながら、所沢市の障害者施策の基本方針と施策展開の方向性を明らかにします。



## 2. 計画の期間

この計画の期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とし、計画最終年度に次期に向けた見直しを行います。



### 3. 計画の対象

この計画は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む。以下同じ。）、難病等があり、日常生活や社会生活において支援を必要とするすべての人を対象とします。

### 4. 基本理念と基本的な考え方

第5次所沢市障害者支援計画では、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会である「共生社会」の実現を目指し、「ふれあい 寄り添い 支え合い 共に生きるまち ところざわ」を基本理念に掲げました。

本計画においても、障害者施策を継続して推進していくために、第5次所沢市障害者支援計画の基本理念を継承しつつ、昨今の法・制度改正や社会情勢の変化を踏まえ、新たな共生社会の実現を目指します。

基本理念を実現するために、次の3つの観点から計画を推進します。

基本理念

**ふれあい 寄り添い 支え合い 共に生きるまち ところざわ**

地域共生社会の  
実現に向けた  
環境整備

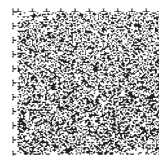
障害の有無にかかわらず、地域の中で共に助け合えるよう、市民同士の協働が自然に生まれるまちづくりを推進します。

障害者の自立と  
社会参加の促進

障害者が自らの意思に基づき、社会に参加し、自己実現を図ることができるよう、各分野における取組を通じて、障害者の自立と社会参加を促進します。

障害特性に応じた  
きめ細かな支援

障害者が希望する地域生活を実現するため、他分野多機関と連携した相談支援を提供し、障害特性に応じたきめ細かな支援を推進します。

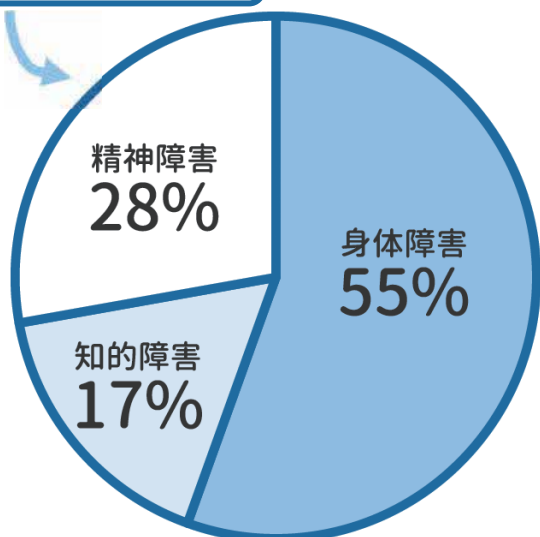


## 5. 障害者を取り巻く現況と課題

### 所沢市の障害者はどのくらいいるの？

障害者(手帳所持者)数

15,213人 (令和5年)



※複数の手帳所持者も含まれています

- 所沢市の障害者は令和5年現在15,213人で、これは所沢市の人口の4.4%です。
- 内訳をみると身体障害者が半数以上ですが、ここ5年間では知的障害者や精神障害者が増加しています。
- 難病患者も増加傾向にあります。
- このほか、手帳を取得していない発達障害の方なども増加しています。

### 障害者のための法律や制度は？

- 障害者基本法では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指すこととしています。
- 近年は、障害者の雇用や移動、情報入手や意思疎通を支援する法律のほか、医療的ケア児とその家族を支援する法律などの制定や制度改正が進められています。

令和元年 … 障害者雇用促進法の改正

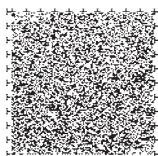
令和2年 … 社会福祉法、バリアフリー法の一部改正

令和3年 … 障害者差別解消法の一部改正

医療的ケア児支援法の施行

令和4年 … 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行

障害者総合支援法、児童福祉法、障害者雇用促進法、精神保健福祉法、難病法等の一部改正





## 所沢市の障害者支援の課題は？

- ・障害者差別の解消
- ・権利擁護・虐待防止

- ・障害者の社会参加の促進
- ・障害者と市民との相互理解

- ・障害特性に配慮した適切な情報発信
- ・必要な意思疎通支援者の確保

- ・バリアフリーのまちづくりの推進
- ・災害時の不安軽減

- ・幼児期における環境整備
- ・学校の教育体制・教育環境
- ・学習活動の充実

- ・障害者雇用促進に向けた土台づくり
- ・就労及び職場定着に向けた支援

- ・障害の原因となる疾病等の予防・治療
- ・保健事業の推進
- ・保健医療体制の充実

- ・相談支援の充実
- ・地域の支援体制の充実

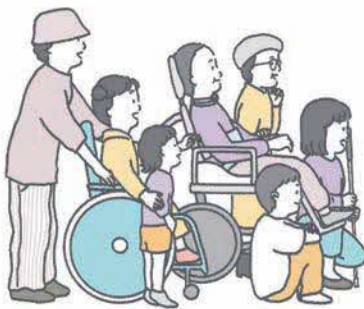
- ・地域で自立した生活を送る上での不安の軽減
- ・重度障害者支援の充実
- ・福祉サービス等の充実と制度の持続可能性の確保

## 第6次所沢市障害者支援計画で取り組むこと

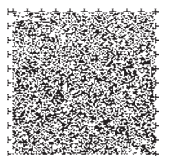
9つの施策分野  
ごとの展開

ライフステージ  
ごとの支援

障害福祉  
サービス等の  
目標値・見込量



障害のある人もない人も  
共に生きる社会の実現へ



# 2 障害者計画

## 1. 施策体系

基本理念

施策分野

施策分野の方向性

ふれあい  
寄り添い  
支え合い  
共に生きるまち  
ところざわ

1. 差別解消と権利擁護の推進

- (1) 差別解消の推進
- (2) 権利擁護の推進と虐待の防止

2. 社会参加の促進と協働の推進

- (1) 社会参加の促進
- (2) 市民協働(相互理解)の推進

3. 情報アクセシビリティの向上

- (1) 一人ひとりに応じた丁寧な情報提供
- (2) 意思疎通支援の充実

4. 安全・安心なまちづくり

- (1) 総合的な福祉のまちづくりの推進
- (2) 防災・防犯体制の整備

5. 育ちと学びの充実

- (1) 幼児期における教育・保育の充実
- (2) インクルーシブ教育システムの推進
- (3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

6. 雇用・就労の促進

- (1) 雇用の場の創出
- (2) 就労の実現と職場定着に向けた支援

7. 保健医療の充実

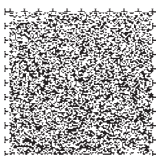
- (1) 予防・治療の充実
- (2) 保健事業の推進
- (3) 地域の保健医療体制の充実

8. 支援体制の充実

- (1) 相談支援の充実
- (2) 地域の支援体制の充実

9. 福祉サービス等の充実

- (1) 自立した生活に向けた支援の充実
- (2) 重度障害者支援の充実
- (3) 福祉サービス等の充実



## 取組内容

①差別解消に向けた周知啓発活動の充実

①権利擁護の推進 ②虐待の防止

①社会活動への参加支援 ②障害者団体や地域活動支援センターへの活動支援

①啓発・広報活動の充実 ②ボランティア活動の促進 ③地域交流活動の促進

①行政情報のアクセシビリティ向上 ②情報提供の充実

①コミュニケーション支援体制の充実 ②障害に関する理解の啓発

①福祉のまちづくりの推進 ②住宅環境の整備 ③移動しやすい環境の整備

①情報提供の充実 ②防災体制の整備 ③災害時の応急体制の整備 ④防犯体制の充実

①教育・保育環境の整備

①教育体制の整備 ②教育環境の整備

①学習機会・内容の充実

①障害者雇用の促進と就業機会の確保

①就労に向けた支援 ②福祉的就労の充実 ③訓練の機会の充実

①障害の予防・早期発見体制の充実 ②障害の治療・軽減・補完施策の充実

①健康づくりの推進 ②保健事業の充実

①地域医療の充実 ②精神保健体制の充実

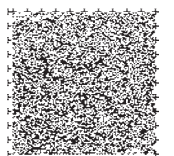
①総合的な相談体制の確立 ②ケアマネジメントの充実

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ②地域生活支援拠点の整備 ③サービスの質の向上

①生活環境の整備 ②意思決定支援の推進 ③経済的自立の促進

①医療的ケア児等への支援 ②重度障害者への支援 ③施設入所支援

①障害者・障害児向けサービスの充実



## 2. 施策分野の展開

### 1 差別解消と権利擁護の推進

「所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を施行し、障害に関する理解の浸透を図っていますが、障害に対するハード面・ソフト面共に様々な社会的障壁は今なお存在しています。このような状況を解消していくためにも、障害者に対する差別解消と権利擁護を推進していきます。

### 3 情報アクセシビリティの向上

障害者が必要な時に適切な情報にアクセスするため、情報アクセシビリティの向上を進めます。あわせて、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保を推進していきます。

### 5 育ちと学びの充実

障害児等が、就学の前後を問わず、適切な保育・教育を受けられるよう、環境の整備を進めます。また、学校外の活動においても、教育やスポーツ、文化芸術等の様々な機会に親しむことができるよう、施策を推進していきます。

### 7 保健医療の充実

保健・医療人材の育成・確保、難病に関する施策、障害の原因となる疾病等の予防・治療に関する施策を推進し、障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制を充実させていきます。

### 9 福祉サービス等の充実

障害者が住み慣れた地域で日常生活や社会生活を送るためには、日々の生活の援助や福祉サービス等の充実が必要です。また、適切な福祉サービスの提供のため、日頃からの関係機関との連携を推進していきます。

### 2 社会参加の促進と協働の推進

障害者が地域でいきいきと暮らしていくために、スポーツや文化芸術活動などの社会参加の活動機会を創出し、地域との交流などを通じて、市民の障害に対する理解の浸透を推進していきます。

### 4 安全・安心なまちづくり

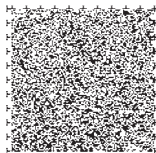
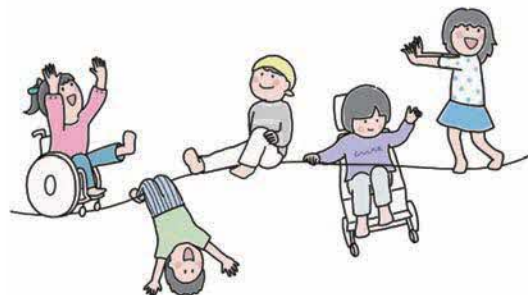
障害のある人もない人も、誰もが地域で安心して暮らしていくことができるよう、ハード面の整備を進めるとともに、災害に対応できる地域の体制づくりや防犯対策を推進していきます。

### 6 雇用・就労の促進

働く意欲のある障害者がある特性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、就職及び就職後の職場定着に対する支援や就業機会の確保、福祉的就労の充実を図るなど、総合的な支援を推進していきます。

### 8 支援体制の充実

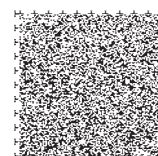
障害者が身近な場所で気軽に相談できるよう、地域の支援体制の整備を進めます。整備に当たっては、「地域生活支援拠点」や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」などを取り入れながら、他分野多機関との連携を進めていきます。





## ■第6次所沢市障害者支援計画 目標・指標一覧

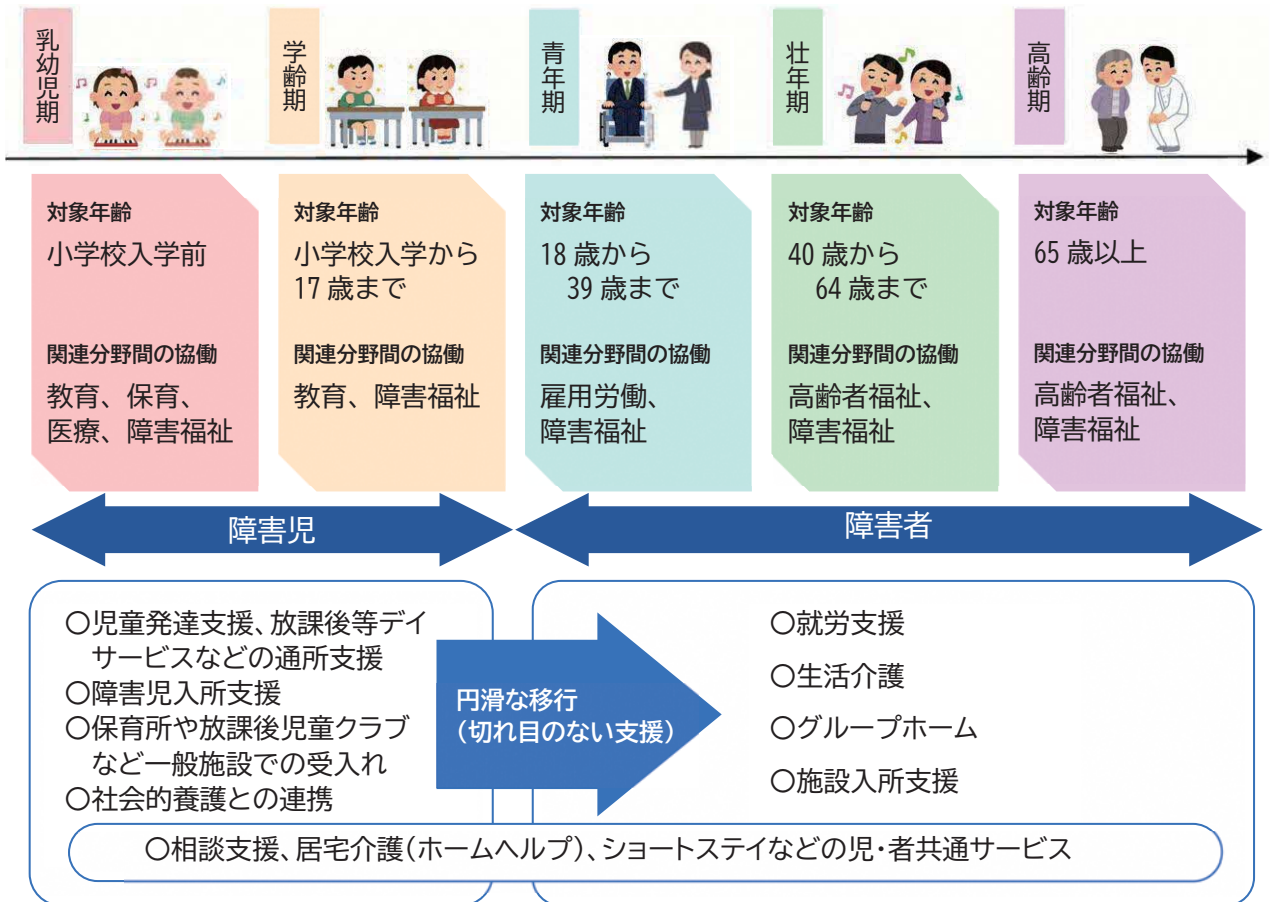
施策分野	指標	現状値 令和4年度末	目標値 令和8年度末
1. 差別解消と 権利擁護の推進	所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり 条例に関する職員研修の受講者数(累計)	1,229人	1,830人
	障害者やその家族等に向けた成年後見制度に関する 出前講座の受講者数	197人	220人
2. 社会参加の促進と 協働の推進	所沢サン・アビリティーズ及び所沢市こどもと福祉の 未来館を利用した障害者数	12,452人	15,500人
	障害者作品展及び障害者週間記念事業来場者数	4,467人	4,700人
3. 情報 アクセシビリティ の向上	ウェブアクセシビリティ向上のためのホームページ操作 研修の受講者数(累計)	151人	325人
	所沢市手話通訳・要約筆記派遣事務所の利用件数	2,423件	2,440件
4. 安全・安心な まちづくり	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定締結 件数	19件	24件
5. 育ちと学びの充実	保育園等の障害児保育への巡回指導の件数	1,592件	1,610件
	特別支援教育や障害者に対する理解促進のための取組 を行った学校の割合	93.6%	100%
6. 雇用・就労の促進	ところざわ就労支援センター登録者の就職者数	760人	850人
	障害者就労施設等からの調達実績額	13,566,143円	14,000,000円
7. 保健医療の充実	乳幼児健康診査受診率	96.4%	99%
	理学療法士による相談(予約制)及び訪問リハビリの 相談者数	51人	70人
	所沢市精神障害者アウトリーチ支援事業の延べ登録者 数	160人	200人
8. 支援体制の充実	指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業 所数	22か所	23か所
	所沢市こども支援センター(発達支援)の利用者満足度	95.9%	100%
9. 福祉サービス等の 充実	グループホームの整備数(定員数)	362人分	400人分



### 3. ライフステージを通じた支援

障害者が地域で安心して自立した生活を送るためには、分野ごとの施策展開に加え、「乳幼児期（小学校入学前）」、「学齢期（小学校入学～17歳）」、「青年期（18歳～39歳）」、「壮年期（40歳～64歳）」、「高齢期（65歳以上）」の5つのライフステージを設定し、それぞれの年代で必要とされる支援を横断的・重点的に取り組んでいきます。

#### <ライフステージを通じた支援のイメージ>



#### 1. 乳幼児期(小学校入学前)の支援

##### 重点的な取組・支援

情報提供、健康診査等の機会の提供、保護者支援の充実、相談支援、障害児保育の適切な実施など

##### 主な事業

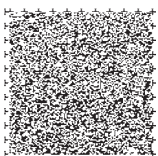
母子保健事業/発達支援事業/障害児保育の実施

##### 関連分野間の協働

教育・医療・福祉の各分野による協働での対処支援、各分野間の理解と連携

##### 主な事業

障害児の保護者に対する情報提供



## 2. 学齢期(小学校入学～17歳)の支援

### 重点的な取組・支援

教育や進路等の心配事に関する相談支援、保護者も含めた総合的な支援、教育環境・医療環境の整備、卒業後の進路支援など

### 主な事業

一人ひとりに応じた進路選択/就学相談・教育相談の実施/医療体制の整備

### 関連分野間の協働

学校、放課後等デイサービス事業所、障害児支援をプランニングする指定障害児相談支援事業所と家庭の連携強化

### 主な事業

学校・放課後等デイサービス事業所・指定障害児相談支援事業所、家庭の連携強化

## 3. 青年期(18歳～39歳)の支援

### 重点的な取組・支援

民間企業等に対する障害理解の浸透、本人に対する適切な就労支援、居住の場の確保など

### 主な事業

働きたい人が働ける環境づくり/就労支援事業/グループホームの整備

### 関連分野間の協働

国・埼玉県や市などによる障害者の雇用・就労関係機関の連携強化

### 主な事業

雇用・労働分野と障害福祉分野の連携

## 4. 壮年期(40歳～64歳)の支援

### 重点的な取組・支援

家族支援、親亡き後の準備や居住支援、緊急的な受入れに関する調整や受入体制の整備など

### 主な事業

高齢の家族に対する支援/親亡き後の準備/相談支援事業所による居住支援

### 関連分野間の協働

障害福祉サービスと介護保険サービスでの分野間における情報共有、必要に応じて共同で支援を行うことのできる体制の整備

### 主な事業

障害福祉と介護保険との分野間の連携

## 5. 高齢期(65歳以上)の支援

### 重点的な取組・支援

相談支援体制の整備、災害時の避難対応、防犯体制の充実など

### 主な事業

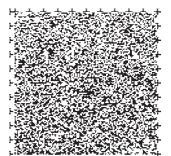
総合的な相談窓口による対応/災害時における要配慮者支援体制の整備/障害者の権利を守る支援

### 関連分野間の協働

必要に応じて高齢者福祉分野と共同で支援を行うことのできる体制の整備

### 主な事業

高齢障害者への支援



## 1. 障害福祉計画・障害児福祉計画の目標値

## (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和8年度末までの地域生活移行者数	12人
-------------------	-----

## (2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等における支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	有
運用状況及び機能の検証・検討実施回数	年1回以上
地域生活支援拠点等の設置数	4か所
地域生活支援拠点等のコーディネーター配置人数	1人

## (3) 福祉施設から一般就労への移行等

## ① 一般就労移行者数

令和8年度の一般就労移行者数①	68人
①のうち、就労移行支援事業利用者数	55人
①のうち、就労継続支援A型事業利用者数	5人
①のうち、就労継続支援B型事業利用者数	8人
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	50%
② 就労定着支援事業の利用者数	
令和8年度の就労定着支援事業の利用者数	100人
③ 就労定着支援事業の就労定着率	
令和8年度末時点の就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	70%

## (4) 障害児支援の提供体制の整備等

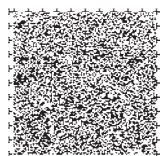
## ① 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターの設置数	令和8年度末まで1か所確保
② 保育所等訪問支援の設置数	
保育所等訪問支援の設置数	令和8年度末までに1か所以上
③ 重症心身障害児を支援する事業所の設置	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	令和8年度末までに1か所以上
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	令和8年度末までに1か所以上
④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	
医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場の設置	令和8年度末まで継続して確保
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和8年度末まで継続して確保

## (5) 相談支援体制の充実・強化等

## 【基幹相談支援センターによる総合的な相談支援及び地域の相談支援体制の強化】

基幹相談支援センターの設置数	1か所
相談支援事業所に対する指導・助言件数	48件/年
人材育成の支援件数	8件/年
連携強化の取組の実施回数	15回/年
個別事例の検討回数	11回/年
主任相談支援専門員の配置数	1人



【協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善】

相談支援事業所参画による事例検討実施回数、参加事業者数・機関数	9回/年、23事業者
専門部会の設置数、実施回数	5部会、54回/年

(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

県が実施する研修への参加人数	10人/年
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制	令和8年度末まで体制の維持
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	12回/年

## 2. 福祉サービス等の見込量

(1)障害福祉サービス等

①訪問系サービス

項目 (月間)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	7,164時間/711人	7,725時間/752人	8,331時間/796人
重度訪問介護	3,908時間/22人	3,908時間/22人	3,908時間/22人
同行援護	1,765時間/145人	1,922時間/156人	2,094時間/169人
行動援護	927時間/67人	1,125時間/76人	1,367時間/87人
重度障害者等包括支援	—※	—※	—※

②日中活動系サービス

人数の後の[ ]はうち重度障害者利用者数

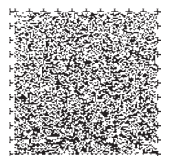
項目 (月間)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	11,785人日分/660人 [241人]	12,171人日分/681人 [242人]	12,562人日分/703人 [243人]
自立訓練 (機能訓練)	56人日分/3人	56人日分/3人	56人日分/3人
自立訓練 (生活訓練)	968人日分/80人	1,111人日分/92人	1,261人日分/105人
就労移行支援	2,569人日分/153人	2,751人日分/163人	2,946人日分/175人
就労継続支援A型	1,920人日分/120人	2,124人日分/132人	2,334人日分/146人
就労継続支援B型	10,500人日分/728人	10,702人日分/742人	10,904人日分/756人
就労定着支援	51人	56人	60人
療養介護	25人	25人	25人
短期入所 (福祉型)	922人日分/332人 [7人]	1,053人日分/335人 [8人]	1,204人日分/338人 [9人]
短期入所 (医療型)	91人日分/36人 [36人]	91人日分/36人 [36人]	91人日分/36人 [36人]

③居住支援系・施設系サービス

人数の後の[ ]はうち重度障害者利用者数

項目 (月間)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	1人/月	1人/月	1人/月
共同生活援助	291人/月 [37人/月]	313人/月 [38人/月]	335人/月 [39人/月]
施設入所支援	190人/月	190人/月	190人/月
地域生活支援拠点等の設置箇所数	4か所	4か所	4か所
地域生活支援拠点等のコーディネーター配置人数	1人	1人	1人

※重度障害者等包括支援とは、常時介護を必要とする方へ、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うものです。現状、包括でなく各サービスで対応できておりますので、見込量を算出していませんが、サービスの需要が生じた場合は適切にサービスを提供します。





#### ④相談支援

項目 (月間)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	571人	611人	654人
地域移行支援	1人	1人	1人
地域定着支援	1人	1人	1人

#### ⑤障害児通所支援等

項目 (月間)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	3,916人日分/543人	4,232人日分/585人	4,556人日分/627人
放課後等デイサービス	8,575人日分/893人	8,712人日分/929人	8,812人日分/960人
保育所等訪問支援	227人日分/134人	281人日分/164人	332人日分/191人
居宅訪問型児童発達支援	—※	—※	—※
障害児相談支援	849人	885人	919人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	8人	9人	10人

※居宅訪問型児童発達支援に関しては、令和5年度実績が0人であるため、見込量を算出していませんが、サービスの需要が生じた場合は適切にサービスを提供します。

#### ⑥発達障害児者等に対する支援

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	11人	11人	11人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	1人	1人	1人
ペアレントメンターの人数	—※	—※	—※
ピアサポートの活動への参加人数	10人	10人	10人

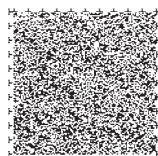
※発達障害支援における家族支援として、ペアレントトレーニングを実施しているため、ペアレントメンターの人数については見込量を算出していません。

#### ⑦精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数	11回/年	11回/年	11回/年
協議の場への関係者の参加者数	14人	14人	14人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	—※1	—※1	—※1
精神障害者の地域移行支援	2人/月	3人/月	4人/月
精神障害者の地域定着支援	3人/月	4人/月	5人/月
精神障害者の共同生活援助	83人/月	93人/月	103人/月
精神障害者の自立生活援助	—※2	—※2	—※2
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	44人/月	51人/月	58人/月

※1 協議の場の目標設定及び評価に関しては実施方法について検討を進めます。

※2 精神障害者の自立生活援助に関しては、令和5年度実績が0人であるため、見込量を算出していませんが、サービスの需要が生じた場合は適切にサービスを提供します。

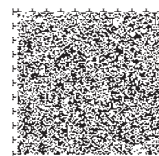


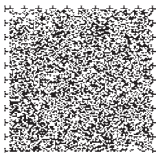
## (2)地域生活支援事業

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施	実施	実施
相談支援事業	障害者相談支援事業(実施箇所数)	4か所	4か所	4か所
	基幹相談支援センター	実施	実施	実施
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業		15件/年	17件/年	19件/年
成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	実施
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	876件/年	876件/年	876件/年
	要約筆記者派遣事業	115件/年	120件/年	125件/年
	手話通訳者設置事業(登録者数)	30人	31人	32人
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	28件/年	30件/年	32件/年
	自立生活支援用具	53件/年	56件/年	59件/年
	在宅療養等支援用具	43件/年	46件/年	49件/年
	情報・意思疎通支援用具	83件/年	86件/年	89件/年
	排泄管理支援用具	6,050件/年	6,300件/年	6,450件/年
	居室生活動作補助用具(住宅改修費)	5件/年	5件/年	5件/年
手話奉仕員等研修事業(登録見込み者数)		2人	2人	2人
手話奉仕員等研修事業(講座開催回数)		142回/年	142回/年	142回/年
要約筆記者養成研修事業(講座開催回数)		43回/年	43回/年	43回/年
点訳奉仕員・音訳奉仕員養成研修事業(受講者数)		22人	22人	22人
移動支援事業(利用者数)		268人	272人	276人
移動支援事業(延べ利用時間数)		20,810時間/年	20,788時間/年	20,782時間/年
地域活動支援センター(実施箇所数)		7か所	7か所	7か所
地域活動支援センター(延べ利用者数)		3,040人	3,040人	3,040人
訪問入浴サービス事業(派遣回数)		850回/年	850回/年	850回/年
点字・声の広報等発行事業(利用者数)		51人	51人	51人
日中一時支援事業(利用者数)		173人/年	192人/年	211人/年

## (3)障害児の子ども・子育て支援等

施設名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	量の見込	提供体制	量の見込	提供体制	量の見込	提供体制
幼稚園	103人	103人	110人	110人	110人	110人
保育所	430人	430人	440人	440人	445人	455人
認定こども園	30人	30人	30人	30人	30人	30人
地域型保育事業所	2人	2人	2人	2人	2人	2人
認可外(地方単独事業) <small>※該当する施設 予定なし</small>	—※	—※	—※	—※	—※	—※
放課後児童健全育成事業	141人	141人	141人	141人	141人	141人





TOKOROZAWA